

より良い生活を送るために必要な生活スキル「金融リテラシー」

知るほど
宮城県金融広報委員会

お金や暮らしの知恵を学びましょ

前号で、金融リテラシーとは、「経済的に自立し、より良い生活を送るために必要な、お金に関する知識や判断力」のこととお伝えしました。

現代社会で暮らしていくためには、お金・金融との関わりは避けられません。金融リテラシーは、より良い生活を送るための生活スキルのひとつであると言えます。

金融経済教育の在り方について検討を行っている「金融経済教育研究会」(金融庁)では、最低限身に付けるべき金融リテラシーを次のように挙げています。

1

家計管理

収入と支出を適切に管理し、家計の黒字確保を習慣にすること。



2

生活設計

ライフプラン（人生設計。いつ、どんな出来事がある予定で、費用がいくらかかるかの見積もり）を明確にすること。

3

金融と経済の基礎知識と、金融商品を選ぶスキル



- 金融取引の基本（契約書、契約条件、相手方などの確認、インターネット取引の注意点など）を身に付けること。
- 金融と経済の基礎知識（金利、インフレ、リスクとリターン）を身に付けること。また、手数料等の取引コストについて理解すること。
- 保険でカバーしたい事態と、その時必要になる金額を考えること。
- ローン・クレジットの留意点を理解すること。無計画な利用を行わないこと。

4

外部の知見の適切な活用

外部の知見を適切に活用する必要性を理解すること。



金融リテラシーを身に付けるための教育が「金融経済教育」です。次号は、金融経済教育について取り上げます。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 5月は「消費者月間」です
- ◆ ライブ配信サービスにご注意！！！
- ◆ こんなときは188に相談！！
- ◆ ストップ！特殊詐欺被害
「払戻金があります」という特殊詐欺の予兆電話にご注意を！
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ より良い生活を送るために必要な生活スキル「金融リテラシー」
(宮城県金融広報委員会)



5月は「消費者月間です」

<消費者月間とは>

「消費者保護基本法」(現在は「消費者基本法」)が昭和43年5月に施行されてから20周年を迎えたことを機に昭和63年から毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。

令和6年度「消費者月間」統一テーマ デジタル時代に求められる消費者力とは

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまで必要とされた基礎的な力も引き続き高めていくことが求められています。



★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★

「消費者月間」パネル展

展示期間：令和6年5月20日（月）～24日（金）
場 所：県庁1階ロビー壁面

これを機会に、消費生活について、みんなで考えてみませんか？

ライブ配信サービスにご注意！！！

相談事例



クレジットカードの利用明細に、30万円以上もの身に覚えのない請求があった。調べてみると、小学生の息子が親のスマートフォンを使って、動画投稿アプリの動画配信を観て、投げ銭を繰り返していたことが分かった。

スマートフォンにクレジット情報を登録したままになっており、私が操作するのを見ていた息子も、クレジット払いが使えてしまったようだ。



★アドバイス★

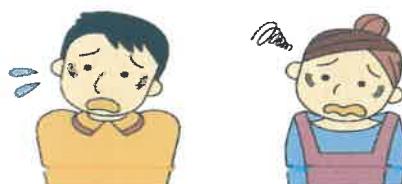
- ライブ配信サービスの配信者を応援するため、オンライン上で課金するいわゆる「投げ銭」で、子どもが保護者に無断で課金したという相談が寄せられています。
- スマートフォンやタブレット端末などのクレジットカードの登録状況やキャリア決済の設定状況等を確認し、暗証番号の管理を徹底しましょう。
- 保護者のアカウントを子どもに利用させないようにしたり、ペアレンタルコントロールを利用し、子どもの利用を制限したりすることが有効です。
- 子どもが保護者の許可なく課金しないように、子どもが利用しているサービスやその決済の仕組みを理解し、使い方やルールについて、日ごろから家族で話し合いましょう。
- 困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活窓口等にご相談ください。

こんなときは188に相談！！

悪質商法等による被害に遭った、ある製品を使ってけがをしてしまったなど、消費者トラブルで困っていませんか。

- 無料と聞いたのに、高額な請求をされた。
- アダルトサイトに登録され、請求画面が表示された。
- 豪雨で雨漏りし屋根を修理してもらったがさらにひどくなった。
- お試し購入のはずが定期購入契約になっていた。など・・・。

そんなときは、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや！）」にご相談ください。最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。



ストップ!
特殊詐欺被害

「払戻金があります」という特殊詐欺の予兆電話にご注意を!

- 県内の複数のお宅に、国民年金機構の職員を装う者などから、「払戻金があります。通帳とキャッシュカードを用意してください」などという特殊詐欺の予兆電話がかかってきています。
- 詐欺電話の多くは固定電話機にかかってきています。
- 家の電話は常に留守番電話にしておく、または、防犯機能付き電話機を活用するなど、不審な電話がかかってきても直接話をしない環境を整えましょう。
- 宮城県警では「特殊詐欺電話撃退装置等」の購入費の一部を補助しています。
詳しくは宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策係にお問い合わせください。
検索サイトから「宮城県警 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付について」で検索
または、電話：022-221-7171（内線：3034～3036）



消費生活センターからのお知らせ

5月のカレンダー

日	月	火	木	木	金	土
4/28	4/29	4/30	5/1	2	3	4
休	休	○	○	○	休	休
5	6	7	8	9	10	11
休	休	○	○	○	○	○
12	13	14	15	16	17	18
休	○	○	○	○	○	休
19	20	21	22	23	24	25
休	○	○	○	○	○	○
26	27	28	29	30	31	6/1
休	○	○	○	○	○	○

- 宮城県消費生活センターの5月の相談受付日は左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝休日、18日（土）県庁舎の電気設備点検は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。
(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)



消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談！

い や や
188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）



◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000

電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。